

◆還付申請をするのに、携帯電話を契約する必要はありません。

(高齢者の地域の相談窓口からの情報提供)

土曜日のお昼ごろ、一人暮らしの高齢者宅に区役所の担当と名乗る人物から電話があり「高額医療費の還付申請ができる。今日中に手続きをするには携帯電話を契約する必要があるので、携帯ショップに行くように」と言われたとのこと。

不審に思い、月曜日に区役所に行くと答えると「申請の締め切りから5年が経過しているので、区役所に直接行っても取り合ってもらえない。夕方にまた電話する」と言って電話が切れた。



おかしいと思って知人に相談したところ還付金詐欺の手口だとわかった。夕方になって5分おきに10回以上電話があったが、出なかったので被害にはっていない。
(当事者:80歳代 女性)

区役所など公的機関を名乗る不審な電話があった場合には相手の名前や所属、連絡先を信用せず、一旦電話を切り、ご自身でお住まいの区役所へ確認をするようにしましょう。

また、還付金などに関する不審な電話があっても、相手の言うことを鵜呑みにせず、最寄りの警察署もしくは大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ！）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く

◇メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス

◇面 談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

- 市民相談室(市役所1階)※土日祝、12/29～1/3を除く 午前10時～午後3時
- 天王寺サービスカウンター
- クレオ大阪各館[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]
- 東淀川区役所

